

ネットとうほく 2020（検）第 11 号－6

2022 年（令和 4 年）7 月 21 日

〒104－0061

東京都中央区銀座6丁目9－6

株式会社メディビューティー

代表取締役 久 保 瞳 殿

〒981－0933 仙台市青葉区柏木一丁目2－40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電 話 022－727－9123

FAX 022－739－7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 要 請 書

消費者市民ネットとうほく（以下「当団体」といいます）からの2020年（令和2年）12月8日付け照会書に対し、貴社より2021年2月14日付けで回答書をいただきました。その回答書には、当団体が上記照会書で指摘した問題点を踏まえて、広告及びホームページを改めることにしたこと、その改訂時期は本年3月上旬を予定していることが記載されております。

当団体は、上記の回答を踏まえ、貴社に対し、2021年3月29日付けと同年8月10日付けの2回にわたり「改訂した広告（チラシ）のサンプルをお送りいただくとともに、広告（チラシ）及びホームページにおいてどのような点を改訂したのかをお知らせください」との通知をお送りしておりましたが回答をいただけなかったことから、2021年11月30日付けの申入書により「全身脱毛 月額¥3,300円(税込) 全身最短6ヶ月！ 初月0円」等の表示を削除するか、月額3,300円で6ヶ月間の支払いで施術を受けられるとの誤解を招かないような表示に改めることを申し入れました。

その後も貴社から当団体への回答はありませんが、この度、当団体が入手した貴社のチラシおよびホームページを確認したところ、「全身脱毛 月額¥3,300円(税込) 全身最短6ヶ月！ 初月0円」との表示に並べて、同じくら

い大きさの文字で「総額 1 1 8, 0 0 0 円」（税込み）との表示がなされているのを確認いたしました。当団体からの申入れ内容のと通りの改善がなされていないものの、総額表示を加えたことにより、月額 3, 3 0 0 円で 6 ヶ月間の支払いで施術を受けられるとの誤解を招くおそれは、相当程度解消されたと考えられます。ご対応をいただきありがとうございました。

もともと、当団体からの申入れに照らすと、貴社の広告にはまだ改善をいただきたい点が見受けられます。つきましては、以下の事項の改善を要請いたしますのでご検討ください。

本要請に対しては、本書面到達後 2 ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

## 第 1 要請の趣旨

貴社のホームページ及び広告チラシの料金表示について、

### 1 貴社のチラシについて

月額 3, 3 0 0 円についての説明として、チラシの下方に「※ 1 全身脱毛 6 回プラン（3 6 回払いの）の毎月のお支払金です」という文字が印刷されておりますが、上記※部分を月額 3, 3 0 0 円と並べて記載するとともに、文字の大きさ（ポイント数）を大きくして表示すること。

### 2 貴社のホームページについて

月額 3, 3 0 0 円についての説明として、冒頭に「※全身脱毛 6 回プラン（3 6 回払いの）の毎月のお支払金です。総額 1 1 8, 8 0 0 円（税込）」という文字が表示されておりますが、その後に月額 3, 3 0 0 円との表示がされている箇所にも、上記の※の表示を掲載すること。

## 第 2 要請の理由

### 1 景品表示法の規制および消費者庁の見解

景品表示法においては、取引条件についての不当表示として、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」を「有利誤認表示」として、規制対象としている（景表法 5 条 2 号）。その解釈を示した「景品表示法上の不当な価格表示に関する消費者庁の見解（平成 2 8 年 4 月 1 日付け「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」）」では、「競争事業者の店舗の販売価格よりも自店の販売価格を安くする等の広告表示において、適用対象

となる商品について、一般消費者が容易に判断できないような限定条件を設けたり、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で限定条件を表示するなど、限定条件を明示せず、価格の有利性を殊更強調する表示を行うことは、一般消費者に自己の販売価格が競争事業者のものよりも著しく有利であるとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。このため（中略）適用対象となる商品の範囲及び条件を明示するとともに、安さの理由や安さの程度について具体的に明示することにより、一般消費者が誤認しないようにする必要がある」とされていることは、従前の通知に記載したとおりです。

## 2 貴社の広告の問題点と改善の要請

### (1) 貴社のチラシについて

貴社の従前の広告の内容は、「月額3,300円（税込）」で最短で6ヶ月通えば全身脱毛の目的を達成することができるように受け取ることができるものであり、月額3,300円（税込）の6ヶ月分で19,800円のコースが、今なら「初月無料」となり月額3,300円（税込）の5ヶ月分の16,500円の料金で、6ヶ月間の全身脱毛のコースを申し込むができるという内容に読むことができるものでした。これに対する当団体からの申入れにより、広告の表示に総額表示を加えたことにより、月額3,300円を6ヶ月間支払うことで施術を受けられるとの誤解を招くおそれは、相当程度解消されたと考えられます。

しかし、貴社のチラシにおいては、月額3,300円についての説明として、チラシの下方に「※1全身脱毛6回プラン（36回払いの）の毎月のお支払金です」という文字が印刷されているところ、上記※部分の文字は非常に小さく、しかも月額表示と離れたところにあることから、その関連性を十分に認識することができません。そこで、上記※の記載を月額3,300円と並べて記載するとともに、文字の大きさ（ポイント数）を大きくして表示することを要請いたします。

### 2 貴社のホームページについて

貴社のホームページでは、月額3,300円についての説明として、冒頭に「※全身脱毛6回プラン（36回払いの）の毎月のお支払金です。総額118,800円（税込）」という文字が表示されておりますが、そのような表示は、冒頭の1カ所のみ止まっております。しかし、ホームページにはその後も頻繁に「月額3,300円」という内容が掲載されていることから、誤解を招かないようにするために、冒頭以外の月額3,300円との表示がされている箇所にも、上記※の表示を掲載するよう要請いたします。

以上